

Ⅶ 視覚障害のある児童生徒の指導

1 視覚障害とは

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に困難がある状態をいう。視機能が低下していても、それらが何らかの方法若しくは、短期間に回復する場合は視覚障害とはいわない。視機能には、視力（遠方、近方）、視野、光覚（暗順応・明順応）、色覚、屈折・調節、眼球運動、両眼視（立体、遠近）がある。したがって、視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、光覚障害（明順応反応、暗順応反応）などをいう。

<視覚障害のある児童生徒にみられる行動等の特徴>

視覚を通しての情報が十分に得られないために、日常生活や学習において様々な困難を伴うことが多い。困難の状態は生活環境、これまでに受けた教育、本人の能力や性格等で、個人ごとに大きく異なる。

- 視力障害からくるもの・・・初めて経験する事柄や未知の場面においては、慣れるまでに支援が必要な場合が多い。
その場合、日常生活における環境の判断は、聴覚の働きに頼ることが多い。外界の物音や、靴音の反射音などが環境判断の手掛かりになる。外気の流れやにおいもその一助となる。視力がこれほど低くない場合は、視覚を活用して活動するが、十分に見えていなかったり、見落としていたりして、全体が分かりにくいことがある。また、見たいものに目を著しく近づけるとい特徴もある。両眼で見ることが少なく、良い方の目だけを使うことになるので、遠近感覚が不十分になる場合がある。
- 視野障害からくるもの・・・視野が狭い場合には、横から近づいてくるものに気付かない、段差に気付かない、周囲の状況が分かりにくい、物を探すのに時間がかかる、球技でボールを追うのが難しい等の傾向が見られることがある。中心暗点がある場合は、周囲状況が比較的分かりやすく移動等に困難がない場合もあるが、中心部の視力が低いため、読字やものを詳しく見ることは困難を来す。
- 光覚障害からくるもの・・・夜盲があると明るい所では不自由はなくても、少しでも暗くなると行動が制限されることがある。視野狭窄が強い場合も、夜盲と同じような行動がみられることが多い。羞明があると、明るい所ではまぶしくて見えにくいだけでなく、目が開けられなくなることがある。

2 視覚障害のある児童生徒の指導

(1) 弱視特別支援学級及び通級による指導(弱視)における指導目標

- ① 保有する視力を十分活用できるように視覚の活用を図るとともに、視覚を補う聴覚や触覚等を用いて、認知や行動の手掛かりになる概念を形成する。
- ② 感覚の補助及び代行手段として、拡大鏡や各種弱視レンズ類等の視覚補助具や、地図や資料を拡大するためのタブレット端末等を効果的に活用する。
- ③ 作業や行事等の直接体験を通して具体的なイメージを形作ったり、生活経験の拡充を図ったりする。
障害のない児童生徒との生活や交流及び共同学習を通して生活経験を豊かにし、適切な対人関係並びに社会適応能力を養う。また、場や状況に応じたコミュニケーションの方法（距離の取り方や話し方等）を身に付ける。
- ④ 自己の障害を認識及び受容し、健康や安全に対する意識を育てる。

<対 象>

弱視特別支援学級・・・・・・・・拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
(平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

通級による指導（弱視）・・・・・・・・拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
(平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

<県内の特別支援学校における「通級による指導」について>

県内では、平成22年度から県立千葉盲学校が通級による指導を開始し、小・中学校の通常の学級に在籍している視覚

障害児童生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら障害に応じた特別の指導である自立活動を教育課程に位置付けて行っている。令和3年度から通級指導教室の機能を千葉盲学校から居住する地域の特別支援学校に移管し、令和4年4月1日現在、千葉盲学校、船橋特別支援学校、大網白里特別支援学校、君津特別支援学校、野田特別支援学校、銚子特別支援学校で通級による指導が行われている。

※「サテライト教室について」

当該児童生徒が在籍する学校又は近隣の学校等に、特別支援学校の通級指導教室（サテライト教室）を設置し、特別支援学校の教職員が授業を行っている。本人・保護者の負担をできるだけなくし、児童生徒がより居住地に近い場所で専門性の高い教育を受けられるようにすることを目的として設置されている。

(2) 通常の学級における指導目標及び配慮事項

軽度の視覚障害であり、各教科等の指導を通常の学級で受けている者で、一斉の学習活動が基本となる。

- ① 指導目標：自分の見え方を知り、見えやすいように環境を調整できる力を育成する。
- ② 配慮事項：拡大教科書等やICT機器を活用すること、実験や観察の際に危険のない範囲で近づいて見ることができるようになること、照明や外からの光の入り方に配慮して教室内の座席の位置を検討すること等で見えにくさに配慮することなどが必要である。合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、授業内容が分かり、一斉の学習活動に参加できるよう配慮する。その際、必要に応じて地域の特別支援学校で教育相談を受けたり、特別支援学校（視覚障害）や弱視特別支援学級等の支援を受けたりしながら、通常の学級において学習を続けていくことのできる技能や態度を身に付けていけるよう指導する。

3 教育課程

(1) 教育課程の編成

弱視特別支援学級は、学校教育法第81条の規定に基づき、特別支援学校（視覚障害）と比較して視覚障害の程度が軽度な児童生徒を対象として、小・中学校等において特別に編成された学級である。小・中学校の中に置かれた学級の一つであるため、弱視特別支援学級の教育課程に関する法令上の規定は、小・中学校に関するものが適用される。

このため教育課程の編成は、原則として小・中学校と同様に行われるが、児童生徒の視覚障害の実態に即して少人数の学級編成を行うとともに、児童生徒一人一人の視覚障害の状態や特性等に応じて具体的な目標を設定し、適切な指導事項を選定するなど、特別な配慮や工夫をしながら教科指導等を行っていく必要がある。また児童生徒の障害の状態や特性等から特に必要がある場合には、学校教育法施行規則第138条により、特別の教育課程を編成することができる。その際には、特別支援学校小・中学部の学習指導要領を参考にする。また、自立活動を適切に教育課程に位置付け、児童生徒の障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養うための指導の充実を図る必要がある。

通級による指導の対象となる児童生徒は、各教科等の大半の指導を通常の学級で受けているので、教育課程の編成にあたっては、基本的には小・中学校の学習指導要領によることになっている。ただし、その場合、小・中学校の教育課程に加えて、又はその一部に替えて、障害に応じた特別の指導を行うことから、弱視特別支援学級と同様に特別の教育課程によることができるとされている。個別の指導計画の作成においては、学校教育全体の中での役割と位置付けを考えると同時に、視覚障害教育に対する校内職員の理解を深め、無理のない指導計画を作成することが大切である。

<全般的な配慮事項>

- ① 児童生徒の実態やニーズを適切に把握するとともに、保有する感覚を最大限に活用し、予測と確かめの力を育成すること。
- ② 視覚障害の状態等によって学習の困難を伴う内容については、基本事項の理解や導入段階の指導に重点を置く等、指導内容の精選と配列を工夫すること。
- ③ 学習の基礎となる能力を、自立活動の時間における指導において重点的に指導するとともに、各教科と自立活動との関連性を個別の指導計画等において具体的に示すこと。
- ④ 各教科等の指導に当たっては、視覚を含め他の感覚も有効に活用し、体験的な活動を重視すると共に、児童生徒の自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- ⑤ 交流及び共同学習の一層の推進を図る工夫をすること。

(2) 教育課程編制における週時程の具体例

<例1：特別支援学級の週時程表>

	月	火	水	木	金
1	国語	国語	国語	国語	国語
2	算数	算数	(道徳)	算数	算数
3	自立活動	(生活)	(体育)	(図工)	(生活)
4	(生活)	体育	算数	(図工)	(体育)
5	(音楽)	自立活動	(音楽)	(生活)	自立活動
6			(学活)	(図書)	

○通常の学級での交流及び共同学習は、個別の指導計画に基づいて組織的、計画的に実施する。

※（ ）交流学級での授業

※学習内容によっては交流学級ではなく特別支援学級で行う。体育については、安全面の配慮から学習内容や指導体制に応じて特別支援学級担任等が付き添い、怪我や事故等に十分に留意する。

<例2：通級指導教室の週時程表>

	月	火	水	木	金
1	A		A	A	
2					
3		A			
4					
5	A				A
6			A・B	A・B・C	
7	B	C	C		B

○児童生徒は、週時程で決められた時間に個別指導（指導内容によってはペア・グループでの指導）を受ける。

○週当たり授業時数

対象児A（自校通級）：8時間

対象児B（他校通級）：4時間

対象児C（他校通級）：3時間

4 合理的配慮の観点例

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

見えにくさを補うことができるように支援する（弱視レンズ等の効果的な活用、他者へ積極的に関わる意欲や態度の育成、見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする等）。

①-1-2 学習内容の変更・調整

視覚による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う（状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用、体育等における安全確保等）。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う（聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの、遠くのものや動きの速いものを確認できる模型や写真等）。また、視覚障害を補う視覚補助具やICT機器を活用した情報の保障を図る（画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア等）。

①-2-2 学習機会や体験の確保

見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等の能動的な学習活動を多く設ける。また、気づきにくい事柄や理解しにくい事柄（遠かったり大きかったりして触れないもの、動くものとその動き方等）の状況を説明する。さらに、学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

自己の視覚障害を理解し、眼疾患の進行や事故を防止できるようにするとともに、身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを図り、見えにくいときには遠慮せずに尋ねられるような雰囲気を作る。また、オンラインによる弱視特別支援学級間との交流を行う等、ICT機器を活用するなどして児童生徒の発達の段階に応じて視覚に障害がある児

童生徒等が集まる交流の機会設けることも大切である。

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能及び弱視特別支援学級、通級による指導（弱視）等の専門性を積極的に活用する。また、眼科医からのアドバイスを日常生活で必要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用する。さらに、各圏域の点字図書館等の地域資源の活用及び弱視特別支援学級との情報共有を図る。

②-2 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

子供一人一人の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるように支援するとともに、緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

校内での活動や移動に困難がないように校内環境を整備する（廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保、分かりやすい目印、段差等を明確に分かるようにして、安全を確保する等）。

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

見えやすいように環境を整備する（まぶしさを防ぐために光の調整を可能にする設備〔ブラインドやカーテン、スタンド等〕、必要に応じて教室に拡大読書器を設置する等）。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

避難経路に明確な目印や照明を設置する。

5 指導の実際

(1) 指導内容と指導形態

授業全体を通して、黒板や教科書が読めるか、ノートに書けているか、作業に取り組んでいるか等に目を配り、見えにくいときに教員に伝える力を身に付けることが大切である。また、学習の容量（見えにくさのため作業に時間がかかる）や指示の仕方（抽象的な表現や「こそあど」言葉は用いらず、具体的な言葉や表現で伝える）への配慮も必要となる。

① 教科別の指導内容及び指導上の配慮事項

国語	【文字指導】①特に新出漢字は見やすい大きくはっきりとした手本を必要に応じて用意し、大きな文字で形を整えて書き、正確に習得できるようにする。書き順は、大きく黒板等へ書きながら、「横、縦、はらい」等を音声言語で伝えるとよい。また、画数の多い漢字は、パーツに分けて教える（例：「喜」は「十」「豆」「口」とよい。②マス目のあるノート等の適した筆記用具を使用する。マスや罫線の色や太さにも配慮する。③読む指導では、行間を空けた拡大コピーを用意し、読み進める練習を積み重ねる。必要に応じて、文字拡大や音声機能のある電子辞書やタブレット型端末、拡大読書器の活用を図る。
社会	【地図指導や資料等の活用】各種の記号や字体の異なる文字が複雑に入り組んだ地図の中から必要事項を読み取る場合は、情報量を精選した上で、①線を太く濃くする。②記号や文字、資料や地図そのものを拡大する。③文字や記号等は、境界線等に重ならないように配置する。④文字は引き出し線によって地図の外に書き込むようにする。⑤簡略化したシンプルな線や形にする。⑥配色の際は、隣の色と明暗をつける等の工夫が必要である。また、必要に応じて、地図や資料（地図やグラフ等）を明確に見るために、弱視レンズやルーペ、タブレット型端末の拡大機能の活用をする。
算数/数学	【量と測定や図形の指導】できるだけ操作しやすく、視覚活用しやすい用具を用い、各種測定計器の目盛りの読み方等、測定技能の基礎を習熟できるようにする。コンパスや定規等は、適した筆記用具（数字とのコントラストが高い定規等）を使用する。【表やグラフの読み取り】グラフの数字や文字が十分に読み取れることを目安にグラフを拡大する等、読み取りやすさに配慮された教材を活用する。また、グラフや表等の縦軸と横軸を正しく捉えることができるように定規を当てたり、折れ線グラフ等の情報が交錯しやすいものは、マーカー等で色を付けたりする。

理科	【実験・観察】①視覚以外の触れる、においをかぐなどの感覚も総合的に働かせ、自然の事象や現象を理解できるようにする。②基本的な実験や観察の仕方については、年度や単元の始めに学習時間を確保し指導する。小さなものはルーペやタブレット型端末を活用して見やすくする、実験に支障のない範囲での配慮(ガラス管の入口に色テープを貼る、対象物の背景にコントラストの高い色のついたてを置く等)
音楽	【合奏・合唱】楽譜の見えにくさを解消するために、①楽譜全体の拡大、②用途に応じたパーツごとの拡大(楽譜と歌詞とに分ける等)、③楽譜の表示の工夫(楽譜の必要な部分の着色や強調、太線での表示)、④合奏のタイミングを知るための合図(そばで小さな音を鳴らす、体に触れる等)が必要である。
図画工作／ 美術	【絵画・造形における立体感の指導と鑑賞指導】五感を活用して観察することの大切さを理解できるようにする。感じたものを表現したり、鑑賞した感想を発表したりすることを体験できるような学習内容を設定する。刃物を使用する場合は、切るラインの提示や安全ガード等を使用する。
体育／ 保健体育	【基本運動と安全管理】①走る・投げる・跳ぶ等の基本運動に全力で取り組めるよう、安全な環境づくりに配慮する。②眼疾患によっては、ボールにぶつかる等、外からの力に対して非常に弱い場合がある。そのような場合には、個々の障害の状態等を熟知した上で、能力を最大限に発揮できるようにする。必要に応じて保護者や眼科医との連携を図る。
家庭／ 技術・家庭	【実習における安全指導】①危険を伴いやすい用具や機械類を用いて実習することも多いので、不慮の事故を引き起こすことのないよう十分留意する。②本人が積極的に用具や機械類を使いながら安全な使用法を習熟し、安全確保と事故防止の態度や習慣を身に付けることができるようにする。
外国語・ 外国語活動	【文字指導等】①アルファベットの違いがはっきり分かるように一人一人に合わせた形や大きさを工夫する。②単語は、1つずつゆっくりと読み上げ、次に2～3語のまとまりを意識して読み上げる。

② 自立活動

個人差が著しいため、具体的な目標やそれを達成するための指導内容あるいは指導上の留意事項等は個々によって異なるが、「自立活動」の時間を中心として、次の指導内容を基本に組み立てる必要がある。

<弱視特別支援学級の指導内容項目>

ア 視知覚・視覚認識

日常の遊びや教科学習等の中で、物の大小や色形の弁別、図形の模写等の指導を行い、視知覚能力の向上を図る。

イ 運動技能

実際に自分の手を動かした作業を通して「目と手の協応動作」の発達を促し、手指の巧緻性を高め、遊びや運動を通して、全身的な調整力を養うこと。

例：はさみ、カッターの使い方・迷路遊び・ひも通し・番号つなぎ・折り紙遊び(微細運動)

固定遊具・陸上運動・器械運動・なわとび・姿勢保持・ボール運動・水遊び・歩行(粗大運動)

ウ 視覚補助具等の活用

遠用・近用弱視レンズの使用や拡大読書器、タブレット型端末等のICT機器等の利用法を指導し、見えにくさの克服を図る。全盲の場合は点字学習や歩行訓練等も必要となる。

エ 人間関係・コミュニケーション

相手の見えにくさから他者との関わりや集団参加に消極的な場合がある。視覚を補う感覚や補助具等を活用し、相手との距離感や話し方、分からないときの援助要求の示し方等を身に付ける。

オ 障害理解

自立活動の時間に児童生徒の障害からくる不安や悩みを聞く等、心理的なケアを定期的に行い、心理状態の把握に努める。また、弱視のある児童生徒自身が自己の障害を的確に認識し、具体的な場面で自ら進んで見えにくさに対処したり、それを改善したりする力を育てる。

カ 視覚管理

- ・現在ある視力の維持と視覚活用ができるようになるための自己による視覚管理(ものを見る態度と習慣の育成)
- ・必要な視覚補助具の選定と管理能力

・視機能の異常等に敏感に対処できる能力・態度・習慣

キ 指導の形態

指導の形態は、視覚補助具の活用の仕方等は個別指導で、運動技能を培う内容は具体的な遊びや運動を通して楽しみながら取り組むことができるようにするために、小集団を中心として行うことが効果的である。

(2) 具体的な取組

① 教科書

弱視の児童生徒用の拡大教科書については、「障害のある児童生徒のための教科用特定図書等の普及の促進に関する法律」(平成20年)制定以降、教科書発行者が作成することが多くなってきているが、すべての弱視児童生徒の見え方に対応しているわけではない。こうした弱視児童生徒に対応した拡大教科書については、ボランティアによる作成に委ねられている。また、平成31年4月に学校教育法の一部を改正する法律により、検定済教科書の「デジタル教科書」がある場合には、教育課程の一部において、通常の紙の教科書に代えて使用できるようになった。視覚障害等の事由により通常の紙の教科書での学習が困難な児童生徒に対し、文字の拡大や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、教育課程のすべてにおいて「デジタル教科書」を使用できるようになった。

② ICTの利活用

視覚障害に関しては、視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法の工夫が望まれる。

例：タブレット端末の表示変換機能、視覚情報を触覚情報に変換(点字キーボード)、タブレット端末等のカメラや拡大機能、視覚情報を聴覚情報に変換(読み上げソフト)

③ 個別の指導計画(作成例)

作成日：令和 年 月 日 作成者：

学 年	児童生徒氏名(生年月日)	眼疾患名	その他特記すべき障害
○年	○○ ○○(平成○年○月○日)	先天性白内障
視 力	裸眼 右() / 左() 矯正 右() / 左() 両眼 遠方 近方		使用補助具 眼鏡(有・無) 単眼鏡 拡大教科書(文字サイズ30ポイント使用) 書見台 ライト付きルーペ使用、白杖(校外)
相育 談成 歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・○○市子ども発達センターで3歳から療育を受ける。 ・盲学校の幼稚部の通級指導を受ける。(5歳から) ・就学相談時の発達検査では、知的な遅れはなかった。(IQ △△) 		
児 童 生 徒 の 実 態	運動面	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行は一人で行えるが、急いでいるときに少しの段差や落ちている物につまずいたり、机等につかたりしてしまうことがある。階段は、一人で昇降できる。 ・校庭や校外での移動は、一人で行うことができる。道路に出るときは白杖を持って移動している。 	
	学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・国語では、登場人物やあらすじを話すことができる。漢字は、覚え間違いがあったりする。 ・算数の文章題は苦手だが、計算は得意で学年相応の理解がある。定規の目盛りを見間違いやすい。 ・手作業に苦手意識があり、新しい用具や道具の扱いに戸惑うことがある。 ・テストでは、拡大した問題を使ったり、内容の説明を受けたりすることで、意欲的に参加できるようになってきている。 ・社会と理科については特に興味関心が高い。 	
	社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・対人関係は良好で、自分から積極的に関わることができる。集団行動ではまわりの動きを把握できず、遅れてしまう場面が見られる。 ・交流学級での失敗を引きずり、弱視学級での学習に思うように取り組むことが難しいときがある。 	
	配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体で廊下や教室の床には物を置かないようにする。 ・ルーペや書見台等の使用に関して、交流学級で理解啓発の授業を行うようにする。 	
本人・保護者の願い			
<本人>		合意形成された合理的配慮についても記載しておくといよい。	
・友達と仲良くしたい。			

<p><保護者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の得意な教科の能力を交流学級でも発揮できるようになってほしい。 ・場面に応じた望ましい話し方を身につけ、交流学級での活動に進んで参加できるようになってほしい。 			
<p>長期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルーペを使用し、正しく見る習慣を身に付ける。 ・教師や友達に対して自分の意思や気持ちを、正しい言葉で伝える。 ・集団活動では、予習を行うことで生活や学習に見通しをもって参加する。 			
<p>短期目標</p> <p><前期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流学級の時にも単眼鏡やルーペを持参し、国語や理科等の調べ学習では、自らルーペを用いて授業に参加する。 ・分からないことがあったときは自分から周囲にいる人に尋ねる。 ・交流学級や弱視学級での係仕事に友達と一緒に取り組む。 			
	目 標	指導方法・手立て	評価
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・物語の内容を理解し、登場人物の心情や場面を読み取ることができる。 ・△年生の漢字を習得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・話の内容のイメージがしやすいように弱視学級で大まかな内容を理解してから交流学級に行くようにする。 ・自分の書いた漢字を、タブレット端末のカメラ機能で拡大し、正確に書いているかを確認するようにする。 	
特別の教科 道徳	<p>「特別の教科道徳」、「自立活動」を含め、学習指導要領に示されているすべての教科について記載する。</p>		
自立活動	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なことに興味をもち進んで学ぶ意欲を身につける。 ・一緒に活動している友達や周囲の状況が変化した場合は、近くにいる友達に援助を求めることができる。 ・単眼鏡やルーペの扱いに慣れ、使用して学習に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に触れる、聞く、じっくり見るなどし、体験的な活動を通して身のまわりの物や事象に興味をもつよう働きかける。 ・時間における指導で、集団参加のための手順やきまり（言葉遣いや質問の仕方）等を知る。必要に応じて交流学級の活動時に弱視学級担任が付き添い、支援する。 ・時間における指導で、単眼鏡やルーペの調整を学ぶ。また小さい文字や遠くの文字が見えにくいときに自分から活用するように指導する。 	

<引用・参考文献>

- 1) 「見えにくさ」のある子どもの学びを支えるハンドブック見え方のQ&A 令和2年度版（千葉県視覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会）令和2年
- 2) 各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料（文部科学省）令和2年
- 3) 特別支援教育の基礎基本2020（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）令和2年6月
- 4) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（文部科学省）令和3年6月